



環境活動レポート

【2015年度版】

(対象期間：2015年4月～2016年3月)

承認	照査	作成
小林和夫	久保田寿男	田村豊

株式会社 テスコム

発行日：2016年11月 30日

1. 組織の概要

(1) 会社概要

商号 株式会社テスコム
TESCOM CORPORATION

創立 2005年5月6日

代表取締役 小林和夫

資本金 46,000,000円

所在地
本社 〒192-0073
東京都八王子市寺町29番地8
TEL 042-658-7066 (代)
FAX 042-658-7062
URL <http://www.tescom-net.com/>

岩手テクニカルセンター (※)
〒024-0032
岩手県北上市川岸1-7-2
北上NSビル3F
TEL 0197-72-6600
FAX 同上

事業内容 データ通信システムの開発・製造
移動体通信のソフトウェア開発
無線通信機器の開発・製造

環境管理責任者 小林和夫

連絡担当者 田村豊 (EA21管理責任者)
メール tamura@tescom-net.com

※以下ITCとする

(2) 事業活動の規模

活動規模	単位	本社	ITC	合計
従業員数	人	12	4	16
床面積	m ²	380	106	486
売上高	百万	329	-	329



2. 認証・登録の対象範囲（組織及び活動）

登録組織名：株式会社テスコム

- ◆対象事業所：本社、岩手テクニカルセンター（2015年2月4日拡大審査を受審）
- ◆対象とする活動：データ通信システム、移動体通信のソフトウェア開発、無線通信機器の開発・製造・販売


3. 環境方針

マネジメントシステムを確立し、人と地球の環境保全に貢献する。

- ・環境負荷に配慮した製品やサービスを提供する。
- ・法規制とその他の要求事項を遵守する。
- ・グリーン購入を促進する。
- ・省資源、省エネルギー、リサイクル活動を推進する。
- ・廃棄物の適正管理をする。

この環境方針を達成するため、環境目標を設定し、全社員へ周知徹底を図り、適切性の維持のため定期的に見直しを行う。

改定日：2014年4月1日

代表取締役 小林和夫 



4. 環境目標

2015年度から2012～2014年度の実績の平均値を基準値として、
下表の通りに目標値を設定しました。

項目	場所	基準値 (2012～2014年度平均)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
総排水量 (m ³)	目標	基準値比	2%削減	3%削減	4%削減	5%削減
	本社	89	87.22	86.33	85.44	84.55
	ITC	22	21.56	21.34	21.12	20.9
二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)(※)	目標	基準値比	2%削減	3%削減	4%削減	5%削減
	本社	17580	17228.4	17052.6	16876.8	16701
	ITC	4750	4655	4607.5	4560	4512.5
一般廃棄物排出量 (トン)	目標	基準値比	2%削減	3%削減	4%削減	5%削減
	本社	87	85.26	84.39	83.52	82.65
	ITC	48	47.04	46.56	46.08	47.04
産業廃棄物排出量	全社	排出しない				
RoHS指令対応	全社	<ul style="list-style-type: none"> ・既開発製品から、RoHS指令の6物質の削減を推進する。 ・新規設計開発品は、RoHS指令の6物質を全廃する。 但し、いずれも性能維持が困難な場合を除く。(基板・はんだなど)				
グリーン購入の推進	全社	グリーン購入対応品に置き換える				

※購入電力の排出係数は東京・東北電力の2015年度の公表実排出係数を使用しています。
 本社は東京電力株式会社：0.500[kg-CO₂/kWh]
 ITCは東北電力株式会社：0.556[kg-CO₂/kWh]



5. 環境活動計画

2015年度から行う環境活動として下表の活動内容を設定しました。

(取組み期間：2015年4月～2016年3月)

項目	活動内容
総排水量	①洗物はまとめて洗いをする
	②洗剤の使用量を抑えてすすぐ時間を削減する
	③水道蛇口の解放抑制(流量調整)
二酸化炭素排出量	
電気使用量	①不要な照明の消灯
	②パソコン、OA機器の不使用时の省電力設定
	③測定器、作業工具の不使用时電源オフ
	④エアコンの適切な温度設定
ガソリン使用量	①燃費のチェック
	②省エネ運転の推進
	③タイヤの空気圧を適正にして燃費の向上をする
一般廃棄物排出量	
不要排出	①印刷ミスの削減
	②会議資料の電子化
	③両面印刷対応
再生紙利用	①使用できる裏紙の再利用
	②配達物の緩衝材などの再利用
	③使用できるダンボールの再利用
リサイクル	①不要な新聞紙や段ボールなどのリサイクル
	②カタログなどのリサイクル
産業廃棄物排出	①基本的には排出しない
	②産業廃棄物の周知活動
RoHS指令対応	①RoHS指令物質の周知
	②使用部品のRoHS対応確認
	③非対応品の代替え検討
グリーン購入の推進	①印刷用紙以外の対応検討
製品クレーム件数	①クレーム内容の周知
	②クレーム対応の水平展開
	③顧客との仕様・動作確認



6. 環境目標の実績及び評価

2015年度の環境活動実績は下表の通りになりました。

項目	場所	基準値	目標値	2015年度実績	評価
総排水量 (m ³)	本社	89	87.22	87	○
			2%削減	2.25%削減	
	ITC	22	21.56	29	×
			2%削減	31.82%増加	
二酸化炭素 排出量 (kg-CO ₂)	本社	17580	17228.4	18027.97	×
			2%削減	2.55%増加	
	ITC	4750	4655	3682.9	○
			2%削減	22.47%削減	
一般廃棄物 排出量 (トン)	本社	87	85.26	72.1	○
			2%削減	17.13%削減	
	ITC	48	47.04	40	○
			2%削減	16.67%削減	
産業廃棄物 排出量 (トン)	全社	排出しない		排出なし	○
RoHS指令対応	全社	<ul style="list-style-type: none"> ・新規開発製品については使用しない。 ・既製品については代替え検討する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・電気部材:95%対応 ・機構部材:100%対応 	△
グリーン購入 の推進	全社	印刷用紙以外にも対応		印刷用紙と少量の事務用品で対応	△

(1) 総排水量

総排水量の削減は、本社では目標の基準値比2%削減を達成しましたが、ITCでは約32%の増加になりました。業務移管に伴ってITCの増加につながりました。

再度基準値の見直しを行い、現実的な基準値を設定します。

(2) 二酸化炭素排出量

二酸化炭素排出量は、本社で基準値比2.55%の増加となり、ITCでは22.47%の削減となりました。年間を通して業務時間が長かったことが影響して増加傾向になりました。しかし、無駄な電気の使用を削減した結果2.55%の増加に留めたことは評価できます。ITCではガソリンの使用量が少なかったために、大幅な削減になりました。

(3) 一般廃棄物排出量

一般廃棄物排出量は、本社で基準値比17.13%削減、ITCで16.67%削減となりました。環境活動が適切に実施され、また無駄な排出が出来そうなところを再度見直した結果だと思われます。



(4) R○HS指令

機構部材では100%対応を達成となり、電気部材は約95%程度の達成率となりました。

(5) 産業廃棄物排出

今年度の排出はありませんでした。来年度、ITCで修理対応時に発生した廃プラスチックなどを業者に引き取りを依頼予定なので、きちんとした管理の元で行います。

(6) グリーン購入

昨年度までに、印刷用紙については対応しましたが、今年度はその他少量の事務用品で対応しました（テープや紐など）。今後も対応可能な品目を検討して対応していきます。

7. 環境活動計画の取組み結果とその評価、 次年度の取組み内容

2015年度の環境活動の取組み結果は下表の通りです。

項目	活動内容	取組結果
総排水量	①洗物はまとめ洗いをする	・基準値の見直しが必要な部分を除いては、適切に実施された。
	②洗剤の使用量を抑えてすすぐ時間を削減する	
	③水道蛇口の解放抑制	
二酸化炭素排出量		・昨年度に比べ、照明の消灯など無駄な使用が減った。
電気使用量	①不要な照明の消灯	・目標達成には至らなかったが、無駄な部分が削減できたので適切に実施された。
	②パソコン、OA機器の不使用时の省電力設定	
	③測定器、作業工具の不使用时電源オフ	
	④エアコンの適切な温度設定	
ガソリン使用量	①燃費のチェック	・順調に実施されている。
	②省エネ運転の推進	
	③タイヤの空気圧を適正にして燃費の向上をする	
一般廃棄物排出量		・両面印刷可能な書類の対応が増えて、印刷用紙の使用量が減った。
不要排出	①印刷ミスの削減	・印刷時のチェックが完全には対応できていないので、対応策を考える。
	②会議資料の電子化	
	③両面印刷対応	
再生紙利用	①使用できる裏紙の再利用	・裏紙を利用して印刷、メモに使用したりして排出量の削減ができた。
	②配達物の緩衝材などの再利用	
	③使用できるダンボールの再利用	
リサイクル	①不要な新聞紙や段ボールなどのリサイクル	・ダンボールや用紙類はリサイクル業者を利用して適切に処理された。
	②カタログなどのリサイクル	



産業廃棄物排出	①基本的には排出しない	・今年度の排出はなかった。 ・周知活動は行えなかったため、強化していく。
	②産業廃棄物の周知活動	
RoHS指令対応	①RoHS指令物質の周知	・機構部材については、昨年度同様に100%対応でき、電気部材については、昨年度より約5%向上した。
	②使用部品のRoHS対応確認	
	③非対応品の代替え検討	
製品省電力化	①低消費・小電力製品の開発	・今年度開発品は低消費電力に対応した製品になった。
製品クレーム件数	①クレーム内容の周知	・品質保証会議、報告書などを通して、問題点の周知を行っている。 ・同じ部品を使用した機器について、同様の対応を行い不良の発生を抑えた。
	②クレーム対応の水平展開	
	③顧客との仕様・動作確認	
グリーン購入の推進	①印刷用紙以外の対応検討	・用紙以外の少量の事務用品の対応にとどまった。

(1) 総排水量の削減

本社では目標達成できたが、ITCでは未達成となっているので、全体で見ると業務移管が結果的に影響していると思われます。今後もこの状況となることが考えられるため、再度基準値の見直しを行っていく。

(2) 二酸化炭素排出量

開発業務で業務時間が増加したが、啓発活動などの効果もあって増加を最小限にとどめることができた。開発業務は今後も継続されるので、基準値を超えないように活動していく。

(3) 一般廃棄物排出量の削減

印刷ミスはなくなったわけではないが削減できている。啓発活動を行い、無駄な印刷は削減できている。今年度もダンボールや新聞紙などのリサイクル活動で廃棄物としての排出量はかなり削減できた。今後も継続して削減できるよう活動する。

(4) RoHS 指令

電気部材では性能維持と信頼性から、非対応のもの(主に基板など)が使用されているが、95%はRoHS対応品を使用している。機構部材は100%の対応ができている。今年度も周知活動が行えなかったため、今後は行っていく。

(5) 産業廃棄物排出

本社では、修理業務のほとんどをITCに移管したので、排出はなかった。ITCでは、修理品で発生する廃プラスチックが溜まってきたので、業者に回収依頼予定。その他の排出はない。他の項目にも関係するが、低消費電力・不良品低減を実現して長期使用が可能になれば修理対応なども減るので、排出の抑制につながるため検討を続ける。

(6) グリーン購入

テープや紐などの少量の事務用品で対応品に置き換えた。今後も継続して対応品目の検討を行い、対応品目を増やしていく。



(7) 省電力化の取り組み

産業廃棄物排出量の項目にもあげたように、低消費・省電力を実現することで、製品の長期使用を可能にし、また電池駆動の物は使用電池の使用量も削減でき、廃棄物の抑制につながるの、それを念頭に置いて活動していく。

(8) 製品クレーム

製品の規模が大きくなった影響で筐体自体が大きくなったので、小さくならないのかという要望があった。完全に設計が完了したわけではないので、今後の検討課題として対応する。

8. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価並びに違反、訴訟等の有無

2015年度環境関連法規への違反の有無は下表の通りです。

法規制の名称	改正日	遵守事項	罰則	対象	遵守確認・評価 (日付・判定・確認者)
環境基本法	平成26年5月30日改正	・公害の防止と自然環境の適正維持 ・製品廃棄の適正処理 ・負荷低減のため再生資源の利用		全社	平成28年11月30日 遵守確認・田村
循環型社会形成推進基本法	平成24年6月27日改正	・原材料は効率的に利用 ・製品の長期間使用による排出抑制 ・事業者は再生品を使用する努力		全社	平成28年11月30日 遵守確認・田村
温暖化対策推進法	平成28年3月8日改正	・温室効果ガス排出抑制措置の努力		全社	平成28年11月30日 遵守確認・田村
フロン排出抑制法	平成27年4月1日改正	・管理する第一種特定製品の設置・使用環境の維持保全 ・簡易点検・定期点検 ・漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ・点検・整備の記録作成・保存		全社	平成28年11月30日 遵守確認・田村
グリーン購入法	平成27年9月11日改正	・G物品を選択する努力		全社	平成28年11月30日 遵守確認・田村
RoHS指令	平成23年11月21日改正	・特定有害物質の使用制限		全社	平成28年11月30日 遵守確認・田村
廃掃法	平成27年7月17日改正	・一般廃棄物の収集・運搬・処分は資格保有者に委託 ・産業廃棄物の排出者は収集・運搬・処分を有資格者に委託する義務	罰	全社	平成28年11月30日 遵守確認・田村
家電リサイクル法	平成27年3月30日改正	・長期間使用による排出の抑制努力 ・小売業者へ引渡・収集・再商品化の料金支払い協力	罰	全社	平成28年11月30日 遵守確認・田村
自動車リサイクル法	平成26年6月13日改正	・引取業者へ使用済自動車の引渡義務 ・使用済自動車の再資源化への努力	罰	全社	平成28年11月30日 遵守確認・田村
電波法	平成28年11月28日改正	・無線局に関する免許・設備・従業者・運用・監督・罰則などに関する規制の遵守		全社	平成28年11月30日 遵守確認・田村
電気用品安全法	平成28年9月30日改正	・電気用品による危険及び障害の発生防止		全社	平成28年11月30日 遵守確認・田村
消防法	平成27年9月11日改正月	・指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いの許可 ・技術上の基準の遵守、事故発生時の通報の義務		全社	平成28年11月30日 遵守確認・田村
火災予防条例	昭和37年3月31日改正	・指定可燃物、少量危険物の貯蔵・取扱いにおける届け出	罰	全社	平成28年11月30日 遵守確認・田村

* 環境関連法規の違反の有無確認日：2016年11月30日



都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	平成28年11月30日改正	・規制基準(基準を定めていないものについては、人の健康又は生活環境に障害を及ぼす恐れのない程度)を超えるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動、悪臭の発生をさせてはならない ・自動車等を駐車し、又は停車する時は原動機の停止(アイドリングストップ)を行わなければならない ・事業者は、運転者にアイドリングストップを遵守するよう適切な処置を講ずること		本社	平成28年11月30日 遵守確認・田村
八王子市下水道条例	平成26年3月27日改正	・有害物質、酸・アルカリ物質、高温水等を下水道に排出してはいけない		本社	平成28年11月30日 遵守確認・田村
八王子市廃棄物の処理及び再利用の推進に関する条例	平成26年9月24日改正	・事業者は廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない ・事業者は、事業系廃棄物を自ら運搬・処分するか又は収集運搬事業者或は処分業者に運搬・処分させなければならない ・事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない		本社	平成28年11月30日 遵守確認・田村
八王子市少量排出物に係る制度	平成27年7月改訂	・一回当たりの排出量規定の遵守		本社	平成28年11月30日 遵守確認・田村
岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例	平成11年12月17日改正	・製造、加工又はその他販売その他事業活動は環境への負荷の少ない事業活動に自ら努めるものとする		ITC	2016年11月30日、 遵守確認、高橋
森川海の保全及び創造条例	平成15年10月9日公布	・事業活動においてふるさとの森と川と海の保全及び創造に取り組むよう努める		ITC	2016年11月30日、 遵守確認、高橋
いわての水を守り育てる条例	平成21年7月1日施行	・水環境への負荷を少なくするための対策 ・節水型の機器または設備の活用 ・水の有効利用		ITC	2016年11月30日、 遵守確認、高橋
循環型地域社会の形成に関する条例	平成27年10月28日改正	・事業活動で発生した廃棄物の発生から処理までの工程を適切に管理する ・産業廃棄物の発生及び処理に関する業務に従事する者を監督しなければならない		ITC	2016年11月30日、 遵守確認、高橋
岩手県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	平成25年3月29日改正	・缶、瓶、その他の容器包装廃棄物、たばこの吸い殻、ガム、紙くず等をみだりに捨ててはならない ・自動車又は原動機付き自転車を運転する者は、CO2排出抑制を図るため停車をするときは原動機を停止しなければならない ・事業者は地球温暖化の抑制の為の措置を講ずるよう努めなければならない		ITC	2016年11月30日、 遵守確認、高橋

9. 代表者による全体評価と見直しの結果

2015年度の全体の活動について評価した結果は、次の通りです。

- 全体を通して言えることですが、特に目標達成に至らなかった項目については、対策を考えきちんとPDCAサイクルを実施し、問題の解決を目指します。
- 今年度から活動チェックシートで、各自活動の改善点をこまめに把握することで、無駄な部分が削減できたので、環境活動にとどまらず、業務内容にも生かせるよう目指します。

2016年11月30日

代表取締役 小林和夫 (印)

